

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 2 日

水 曜 日

第 3745 号

目 次

告 示

○公有水面埋立ての一部竣功認可	1
○公有水面埋立免許の出願	2
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	6

告 示

富山県告示第194号

公有水面埋立ての一部竣功認可について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての一部（B-1-5工区）竣功認可をしたので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 2 日

伏木富山港港湾管理者 富山県

代表者 富山県知事 石井 隆一

1 一部（B-1-5工区）竣功認可の年月日

平成26年 3 月 28日

2 一部（B-1-5工区）竣功認可を受けた者

- (1) 名称 富山県
- (2) 代表者の氏名 富山県知事 石井 隆一
- (3) 住所 富山市新総曲輪1番7号

3 埋立区域

- (1) 位置 高岡市伏木磯町44番地の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結ぶ昭和38年10月21日付け富山県指令港第 543号で竣功認可された埋立地の陸地

と公有水面との境界線（D. L. +0.49mにより決定）によって囲まれた
区域

㊸の地点 伏木港西防波堤灯台（北緯36度47分31秒 426、東経 137度04分14
秒 952）から 314度12分39秒1,087.77mの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 45度59分31秒 179.08mの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 136度00分05秒 291.13mの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 226度00分01秒 182.20mの地点

(3) 面積 52,590.39㎡

4 埋立免許の年月日及び番号

平成 2 年 1 月 6 日 富山県指令元港第 207号

5 法第22条第3項の市町村

高岡市

富山県告示第195号

公有水面埋立免許の出願について

富山県から伏木富山港伏木地区の公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書を平成26年4月2日から起算して3週間、富山県土木部港湾課、富山県伏木港事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月2日

伏木富山港港湾管理者 富山県

代表者 富山県知事 石井 隆 一

1 出願人

(1) 名称 富山県

(2) 代表者の氏名 富山県知事 石井 隆一

(3) 住所 富山市新総曲輪1番7号

2 埋立区域

(1) 全体

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の
国分護岸、国分3号岸壁及び国分護岸前面の国有海浜地の地先公有水
面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点を順次に結んだ線、④の地
点から⑧の地点を順次に結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0. 44
m）における公有水面と国分3号岸壁、国分護岸との境界線及び①の
地点と⑧の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0. 44m）に
おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の
街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 320度47分31秒264. 79mの地点

②の地点 ①の地点から 136度30分12秒 122. 71mの地点

③の地点 ②の地点から 226度30分12秒 0. 11mの地点

④の地点 ③の地点から 136度30分12秒 1. 97mの地点

⑤の地点 ④の地点から 226度30分12秒 0. 97mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 316度30分12秒 0. 76mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 271度11分04秒 24. 77mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 316度29分41秒 78. 67mの地点

ウ 面積 1, 897. 47㎡

(2) 1 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の
国分護岸及び国分3号岸壁の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち⑨の地点から④の地点を順次に結んだ線、④の地
点から⑦の地点を順次に結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0. 44
m）における公有水面と国分3号岸壁との境界線及び⑨の地点と⑦の
地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0. 44m）における公有
水面と国分護岸との境界線により囲まれた区域

⑨の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の

街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 316度49分22秒197.88mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 46度30分12秒 18.70mの地点

②の地点 ⑩の地点から 136度30分12秒 56.54mの地点

③の地点 ②の地点から 226度30分12秒 0.11mの地点

④の地点 ③の地点から 136度30分12秒 1.97mの地点

⑤の地点 ④の地点から 226度30分12秒 0.97mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 316度30分12秒 0.76mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 271度11分04秒 24.77mの地点

ウ 面積 926.86㎡

(3) 2 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路 3号線前面の
国分護岸及び国分護岸前面の国有海浜地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑨の地点を順次に結んだ線、⑨の地
点と⑧の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.44m）にお
ける公有水面と国分護岸との境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平
成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.44m）における公有水面と陸地と
の境界線により囲まれた区域

①の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路 3号線）の国土交通省設置の
街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 320度47分31秒264.79mの地点

⑩の地点 ①の地点から 136度30分12秒 66.17mの地点

⑨の地点 ⑩の地点から 226度30分12秒 18.70mの地点

⑧の地点 ⑨の地点から 316度29分41秒 38.33mの地点

ウ 面積 970.61㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 全体

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路 3号線、臨港
道路 3号線前面の国分護岸、国分 3号岸壁、国分西防波堤及び国分護

岸前面の国有海浜地の地内並びに同市伏木国分字八幡 577番に接する
臨港道路 3 号線前面の国分護岸、国分 3 号岸壁、国分西防波堤及び国
分護岸前面の国有海浜地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線に
より囲まれた区域

㊦の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路 3 号線）の国土交通省設置の
街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 314度25分14秒325.13mの地点

㊧の地点 ㊦の地点から 46度30分12秒 182.05mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から 136度30分12秒 235.55mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 226度30分12秒 182.24mの地点

ウ 面積 42,904.63㎡

(2) 1 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路 3 号線、臨港
道路 3 号線前面の国分護岸及び国分 3 号岸壁の地内並びに同市伏木国
分字八幡 577番に接する臨港道路 3 号線前面の国分護岸及び国分 3 号
岸壁の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊪の地点と㊫の地点を結んだ線に
より囲まれた区域

㊪の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路 3 号線）の国土交通省設置の
街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 313度03分20秒198.23mの地点

㊫の地点 ㊪の地点から 46度30分12秒 32.15mの地点

㊬の地点 ㊫の地点から 136度30分12秒 108.51mの地点

㊭の地点 ㊬の地点から 226度30分12秒 32.24mの地点

ウ 面積 3,493.68㎡

(3) 2 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路 3 号線、臨港
道路 3 号線前面の国分護岸、国分西防波堤及び国分護岸前面の国有海

浜地の地内並びに同市伏木国分字八幡 577 番に接する臨港道路 3 号線
前面の国分護岸、国分西防波堤及び国分護岸前面の国有海浜地の地先
公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線に
より囲まれた区域

㊸の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路 3 号線）の国土交通省設置の
街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 314度25分14秒325.13mの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 46度30分12秒 182.05mの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 136度30分12秒 235.55mの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 226度30分12秒 150.00mの地点

㊼の地点 ㊻の地点から 316度30分12秒 108.51mの地点

㊽の地点 ㊼の地点から 226度30分12秒 32.15mの地点

ウ 面積 39,410.95㎡

4 埋立地の用途 ふ頭用地

5 出願年月日 平成26年 3 月19日

富山県告示第196号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営平沢地区土
地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のと
おり縦覧に供する。

平成26年 4 月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営平沢地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年 4 月 2 日から

平成26年5月1日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第197号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営八口地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営八口地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年4月2日から

平成26年5月1日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日か

ら起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。